



流 監 第 40 号
平成 29 年 8 月 31 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市監査委員 佐々木 健一

流山市監査委員 海老原 功一

平成 28 年度流山市健全化判断比率等審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度流山市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成28年度
流山市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

流 山 市 監 査 委 員

凡 例

- 1 比率（％）は、原則として小数点以下第二位を四捨五入した。
- 2 各文章中のポイントは、百分率（％）間の単純差引き数値である。

目 次

平成28年度流山市健全化判断比率等審査意見	1
第1 審査を執行した監査委員名	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の概要	1
第5 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	2
(4) 将来負担比率	2
平成28年度流山市資金不足比率審査意見	3
第1 審査を執行した監査委員名	3
第2 審査の対象	3
第3 審査の期間	3
第4 審査の概要	3
第5 審査の結果	3
1 総合意見	3
2 個別意見	3
審査資料	
健全化判断比率	4
1 実質赤字比率	4
(1) 実質赤字比率の算定式	4
(2) 算定式の説明	4
2 連結実質赤字比率	4
(1) 連結実質赤字比率の算定式	4
(2) 算定式の説明	4
3 実質公債費比率	5
(1) 実質公債費比率の算定式	5
(2) 算定式の説明	5
4 将来負担比率	6
(1) 将来負担比率の算定式	6
(2) 算定式の説明	6
資金不足比率	7
1 資金不足比率	7
(1) 資金不足比率の算定式	7
(2) 算定式の説明	7
①水道事業会計（法適用企業）	7
②下水道事業会計（法適用企業）	8
③土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）	9

平成28年度流山市健全化判断比率審査意見

第1 審査を執行した監査委員名

佐々木 健一
海老原 功一

第2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

自 平成29年7月3日
至 平成29年8月23日

第4 審査の概要

平成28年度決算に基づく健全化判断比率等審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準
実質赤字比率				11.82
連結実質赤字比率				16.82
実質公債費比率	3.7	4.0	4.1	25.0
将来負担比率	36.3	45.0	46.0	350.0

(注) 表中の「 」は実質赤字のないことを表す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

平成28年度の実質赤字は生じていないため、早期健全化基準の11.82%を下回っており良好である。

(2) 連結実質赤字比率

平成28年度の連結実質赤字は生じていないため、早期健全化基準の16.82%を下回っており良好である。

(3) 実質公債費比率

平成28年度の実質公債費比率は3.7%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好である。

(4) 将来負担比率

平成28年度の将来負担比率は36.3%であり、早期健全化基準の350.0%を下回っており良好である。

平成27年度の45.0%と比較すると8.7ポイント減少して、良くなっており、更に比率の改善に努められたい。

(注) 4つの指標のいずれか1つでも早期健全化基準を上回った場合には、財政健全化計画を策定しなければならない。

平成28年度流山市資金不足比率審査意見

第1 審査を執行した監査委員名

佐々木 健一
海老原 功一

第2 審査の対象

資金不足比率（流山市水道事業会計、流山市下水道事業会計、流山市土地区画整理事業特別会計）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

自 平成29年7月3日
至 平成29年8月23日

第4 審査の概要

平成28年度決算に基づく資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率

（単位：％）

会計名	平成28年度	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準
水道事業会計				20.0
下水道事業会計				20.0
土地区画整理事業特別会計				20.0

（注）表中の「 」は資金不足のないことを表す。

2 個別意見

平成28年度の資金不足は生じていないため、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好である。

（注）資金不足比率が経営健全化基準である20.0%を上回った場合には、経営健全化計画を策定しなければならない。

審 查 資 料

健全化判断比率

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(1) 実質赤字比率の算定式

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(2) 算定式の説明

- ・一般会計等の実質赤字額：繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) 0円
- 繰上充用額 資金不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0円
- 支払繰延額 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0円
- 事業繰越額 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0円
- ・標準財政規模：地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入額として政令で定めるところにより算定した額（地方財政法施行令附則第11条の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。） 297億4,139万2,000円

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

(1) 連結実質赤字比率の算定式

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(2) 算定式の説明

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
連結実質赤字額は、
(ア 0円 + イ 0円) - (ウ 23億2,095万2,000円 + エ 62億442万3,000円)
= -85億2,537万5,000円
であり、実質黒字の合計及び資金の余剰額が多いため連結赤字額は生じていない。
- ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0円
- イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0円
- ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 23億2,095万2,000円
- エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額（土地区画整理事業特別会計は宅地造成事業であるため剰余額を0円として算定する。） 62億442万3,000円

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(1) 実質公債費比率の算定式

実質公債費比率 (3か年平均)	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額})}$
--------------------	---	--

(注) 上記算定式中の特定財源については、算定様式上地方債の元利償還金の算出において控除されるため、算定式の説明からは除いた。

(2) 算定式の説明

(単位：千円・%)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
元利償還金	元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	4,005,369	3,793,645	4,026,299
	積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
準元利償還金	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	15,000	15,000	15,000
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,070,552	1,115,714	1,124,186
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	19,623	12,998	10,261
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	34,140	34,100	34,066
	一時借入金の利子	0	0	0
特定財源	特定財源の額	1,163,217	1,082,603	1,021,616
元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	317,433	301,811	336,598
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,710,821	2,554,310	2,813,498
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	20,457	23,321	27,349
標準財政規模	標準税収入額等	26,836,001	25,439,871	24,192,723
	普通交付税額	1,450,078	1,830,960	1,764,935
	臨時財政対策債発行可能額	1,455,313	1,833,296	2,250,824
分 子		+ + + + + + - - - -		
分 母		+ + - - -		
実質公債費比率(単年度)		3.49443	3.84909	4.03799
実質公債費比率(3か年平均)		3.7		

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率

(1) 将来負担比率の算定式

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額 - 充当可能財源等}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額}}$	= 36.3%
--------	---	---	---------

(2) 算定式の説明

- ・将来負担額：アからクまでの合計額 636億6,144万5,000円
- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 481億5,422万7,000円
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
31億6,360万7,000円
- ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
69億8,430万2,000円
- エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
2億2,523万2,000円
- オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
51億2,774万2,000円
- カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
633万5,000円
- キ 連結実質赤字額 0円
- ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0円

- ・充当可能財源等：ケからサまでの合計額 539億5,892万1,000円
- ケ 地方債の償還等に充当可能な基金の額 66億321万4,000円
- コ 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入 98億135万7,000円
- サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
375億5,435万円

- ・元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額（実質公債費比率のうち
+ + の平成28年度数値） 30億4,871万1,000円

資金不足比率

1 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(1) 資金不足比率の算定式

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

(注) 資金不足額の有無を算定し、資金不足額が生じている場合には、その程度を事業の規模に基づき資金不足比率を算定する。

(2) 算定式の説明

水道事業会計（法適用企業）

・資金の不足額：（ア流動負債の額 - イ控除企業債等 - ウ控除未払金等 - エ控除額 - オ控除引当金等）+ カ算入地方債の現在高 - （キ流動資産の額 - ク控除財源 - ケ控除額 + コ貸倒引当金）

（ア12億935万円 - イ 5 億1,488万6,000円 - ウ 0 円 - エ 0 円 - オ1,168万8,000円） + カ 0 円 - （キ62億8,648万3,000円 - ク 0 円 - ケ 0 円 + コ248万5,000円） = - 56億619万2,000円

となり、流動資産の額が流動負債の額を上回っているため、資金不足は生じていない。

ア 流動負債の額

決算における流動負債の額 12億935万円

イ 控除企業債等

決算において、貸借対照表に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良に充てるためのものの額 5 億1,488万6,000円

ウ 控除未払金等

一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために平成28年度に地方債を起こすこととしているものの額 0 円

エ 控除額

連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 0 円

オ 控除引当金等

決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額 1,168万8,000円

カ 算入地方債の現在

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高 0 円

キ 流動資産の額

決算における流動資産の額 62億8,648万3,000円

ク 控除財源

執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、平成29年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、平成28年度に収入された部分に相当する額 0 円

ケ 控除額	
連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	0円
コ 貸倒引当金	
決算における流動資産に係る貸倒引当金の額	248万5,000円

下水道事業会計（法適用企業）

・資金の不足額：（ア流動負債の額 - イ控除企業債等 - ウ控除未払金等 - エ控除額 - オ控除引当金等） + カ算入地方債の現在高 - （キ流動資産の額 - ク控除財源 - ケ控除額 + コ貸倒引当金）

（ア25億2,427万円 - イ10億6,728万2,000円 - ウ0円 - エ0円 - オ1,046万4,000円） + カ0円 - （キ21億1,367万円 - ク7,050万円 - ケ0円 + コ158万5,000円） = - 5億9,823万1,000円

となり、流動資産の額が流動負債の額を上回っているため、資金不足は生じていない。

ア 流動負債の額

決算における流動負債の額 25億2,427万円

イ 控除企業債等

決算において、貸借対照表に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良に充てるためのものの額 10億6,728万2,000円

ウ 控除未払金等

一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために平成29年度に地方債を起すこととしているものの額 0円

エ 控除額

連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 0円

オ 控除引当金等

決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額 1,046万4,000円

カ 算入地方債の現在高

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高 0円

キ 流動資産の額

決算における流動資産の額 21億1,367万円

ク 控除財源

執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、平成28年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、平成27年度に収入された部分に相当する額 7,050万円

ケ 控除額

連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 0円

コ 貸倒引当金

決算における流動資産に係る貸倒引当金の額 158万5,000円

土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

- ・ 資金の不足額：ア歳出額 + イ算入地方債の現在高 - （ウ歳入額 - エ翌年度に繰り越すべき財源） - オ土地収入見込額

ア14億9,487万4,000円 + イ0円 - （ウ23億5,975万円 - エ6億1,570万5,000円） - オ2億1,914万8,000円 = - 4億6,831万9,000円

となり、歳入額から翌年度に繰り越すべき財源及び土地収入見込額を引いた額が歳出額を上回っているため、資金不足は生じていない。

ア 歳出額	14億9,487万4,000円
イ 算入地方債の現在高	0円
ウ 歳入額	23億5,975万円
エ 翌年度に繰り越すべき財源	
継続費繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額及び支払繰延額の合計額	
からこれらに係る未収入特定財源を控除した額	6億1,570万5,000円
オ 土地収入見込額	
販売を目的として所有している土地の価格	2億1,914万8,000円